

放射線医学における 保険診療の仕組み

序説

編集 水沼仁孝 那須赤十字病院 放射線科

放射線科の健保活動は、画像診断管理加算誕生を契機に日本医学放射線学会、日本放射線科専門医会、日本放射線科医会(後二者は2001年合併)が初めて連携を組み、本格化したとされている(JCRニュース, 92: 20-21, 1996)。診療報酬改定は中央社会保険医療協議会(中医協)を舞台に行われるが、その方法はこの20年で大きく変化し、日本医師会主体であったものが、外科系学会社会保険委員会連合(外保連)試案に掲載された医療技術から提案されるようになり、薬事認可、先進医療などの区分けも明確化されている。放射線科関係の健保活動も活発化し、外保連常任委員には筆者および井田正博先生の2名が、主要委員会の副委員長として加わっている。

本稿では、現在の診療報酬とその改定の仕組みを放射線診断、放射線治療、IVRに分け、解説する。